

国民年金の加入手続きをされた方へ

届出の内容は、区役所で処理後、日本年金機構で手続きを進め、約1ヵ月後に日本年金機構から国民年金資格取得月以降の納付書が送付されます。

納付書は、

各月払い用

+

令和8年3月分までの
前納(前払い)用

+

10月末納期に間に合う場合は
令和7年10月～8年3月分前納用

◆前納すると割引されます。詳しくは裏面をご覧ください。

が同封されます。

◆上記の他、令和9年3月までの前納も可能です。ご希望の方はお申し出ください。

納付書が届きましたら、お近くの金融機関（銀行・郵便局等）、コンビニエンスストア、インターネットバンキング（Pay-easy）、スマホのアプリで納付期限内にご納付ください。口座振替・クレジットカード納付をご希望の方は裏面をご覧ください。

令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）保険料月額

☐ 定額保険料 **17,510 円**

☐ 付加込保険料 **17,910 円**

令和5年度定額 **16,520 円**

令和6年度定額 **16,980 円**

令和8年度定額 **17,920 円**

- * 納付期限は原則翌月末日（金融機関の休業日の場合、翌営業日）です。納付書には「使用期限」が記載されている場合がありますが、納付期限とは異なりますのでご注意ください。
- * 過年度分の保険料については、まとめた金額で納付書が届きます。1ヵ月毎の納付を希望される場合は、納付書が届いてから年金事務所へご連絡ください。

付加年金（付加保険料）について

※国民年金基金に加入中の方は申し込めません。

※iDeCoの掛金の限度額に影響します。詳しくはお申込み先金融機関にお問い合わせください。

- * 定額保険料に上乗せして付加保険料（1ヵ月400円）を納付されると、老齢基礎年金受給の際、毎年（200円）×（納付した月数）の額を付加年金として受給できます。
【例】納付合計額 400円×100月＝40,000円 の場合、
受給額（年額）200円×100月＝20,000円 が毎年の老齢基礎年金額に加算されます。
- * 付加保険料納付の申出をすると、申出月以降の付加（込）保険料納付書が送付されます。
- * 付加保険料は申出月から加算されます。遡っての申出はできません。
- * 付加保険料の辞退を申出した場合、申出月の前月から定額保険料に切り替わります。ただし、付加保険料を前納している場合は、すでに支払い済みの付加保険料は還付されず、将来の年金額に反映します。

保険料のお支払いが困難なときは

※お問い合わせは国民年金係へ（裏面参照）

- * 離職や経済的理由等により保険料のご納付が困難な方で、国の定めた所得基準に該当する方には、保険料の「全額免除・一部免除（1/4・半額・3/4）制度」等があります。
- * 学生の方には「学生納付特例制度」があります。
- * 50歳未満の方を対象とした「納付猶予制度」もあります。

これらの制度をご希望の方は、別途申請が必要です。

※付加年金に加入している方は、免除等が承認されると付加年金は脱退となります。

※免除等が承認された期間については、老齢基礎年金が減額されます。

裏面もご覧ください。

口座振替・クレジットカード納付について

- ＊ 口座振替の手続きは、**預貯金通帳、口座の届出印、基礎年金番号が記載された書類（年金手帳、基礎年金番号通知書等）**をお持ちのうえ、金融機関または年金事務所で手続きをしてください。
納付書郵送時に同封される口座振替申出書を年金事務所へ郵送することでもお手続きができます。
書面による手続きのほか、マイナポータルを経由して「ねんきんネット」からも手続きが可能です。
- ＊ クレジットカード納付をご希望の方は、年金事務所へお問い合わせください。
- ＊ **手続きに約2ヵ月かかります。**振替・納付開始1週間程前に年金事務所から通知が届きます。

前納（前払い）による割引額（定額保険料の場合）

※令和8年度定額月額保険料 17,920円

納付方法	納付書・クレジットカード		口座振替		納付期限・口座振替日
	納付額	割引額	納付額	割引額	
2年前納	409,490円	15,670円	408,150円	17,010円	4月末日
1年前納	206,390円	3,730円	205,720円	4,400円	4月末日
6ヵ月前納	各104,210円	各850円	各103,870円	各1,190円	4月・10月末日
当月納付（早割）			各17,450円	各60円	各月（当月）末日
本来納期（翌月）	各17,510円	各0円	各17,510円	各0円	各月（翌月）末日

- ＊ 年度初め（4月分）から口座振替・クレジットカードで前納の場合、同年2月までに申出書提出が必要です。
- ＊ 上記以外にも年度途中から年度末（令和8年3月分）まで、または翌年度末（令和9年3月分）までの前納割引もあります。
- ＊ 翌年度末（令和9年3月分）までの前納納付書は、通常送付の納付書に同封されません。ご希望の方は加入手続きと同時に窓口でお申し出ください。
- ＊ 加入手続き後の前納納付書のご希望は、年金事務所にお問い合わせください。
- ＊ 前納納付後、厚生年金加入等の場合、払いすぎた保険料は後日還付となります。

初めて年金制度に加入される方へ

大切に保管をお願いします

届出の後、日本年金機構から**基礎年金番号通知書**と**納付書**（国民年金加入月以降のもの）がそれぞれ送付されます。基礎年金番号の作成が必要なため、届くまでに2ヵ月程度かかります。

年金を受け取るには

国民年金は、原則として20歳から60歳になるまでの40年間加入しなければなりません。

老齢基礎年金は、10年（120月）以上の受給資格期間（※）を満たした方に、原則として65歳から支給されます。また、障害基礎年金受給では、初診日等の前日までに一定の納付要件を満たす必要があります。

※受給資格期間には、国民年金保険料納付済期間、同免除等期間、厚生年金（共済組合）加入期間、国民年金第3号被保険者期間、カラ期間（合算対象期間）が含まれます。カラ期間には、さまざまな要件によるものがありますので、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

脱退一時金

※外国人のみ対象の制度です

外国人が日本に住所を定めた場合、20歳から60歳の間は原則として国民年金第1号への加入が必要です（厚生年金加入者、第3号被保険者を除く）。その後、国民年金の保険料を6ヵ月以上納付した外国人が、何の年金も受けずに出国（国外転出の手続き）した際は、脱退一時金を請求できます。日本に住所を有しなくなった日から2年を経過すると請求できません。受給要件等、詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先

今回の手続き、付加保険料の申込、免除等の申請について

世田谷区 国保・年金課 国民年金係 TEL.03-5432-2356(直通)

納付（納付書発送、口座振替等）、年金記録確認、脱退一時金について

日本年金機構 世田谷年金事務所 TEL.03-6844-3871(代表)

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

年金

検索